

令和7年（2025年）7月30日

（仮称）熊本市公契約条例（素案）に関する
パブリックコメントの結果について

（仮称）熊本市公契約条例（素案）に関するパブリックコメントの結果について、下記のとおり公表するもの。

記

意見募集期間 令和7年（2025年）5月1日(木)
～令和7年（2025年）6月2日（月）

意見提出人数及び件数 21人、49件

意見募集結果公表期間 令和7年（2025年）7月31日(木)
～令和7年（2025年）8月30日（土）

公表する内容 提出された意見と、それに対する市の考え方

公表方法 熊本市ホームページ掲載
市役所契約政策課、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び地域コミュニティセンターでの縦覧

問い合わせ先
熊本市契約政策課（328-2136）
課長：川上（カワカミ）
担当：高倉（タカクラ）

様式第2号（第5条関係）

（仮称）熊本市公契約条例（素案）に関するパブリックコメントの結果について

令和7年（2025年）7月31日

契約政策課

（仮称）熊本市公契約条例（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。ありがとうございました。なお、公表にあたっては、取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに集約させていただきました。

記

- 1 意見募集期間 令和7年（2025年）5月1日
～令和7年（2025年）6月2日
- 2 意見募集結果の公表日 令和7年（2025年）7月31日
- 3 ご意見の提出状況 ご意見を提出された方の人数 21名
ご意見の件数 49件
- 4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 別紙記載のとおり
※いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。

（内訳）

【対応1（補足修正）】

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 1件

【対応2（既記載）】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 0件

【対応3（説明・理解）】

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 26件

【対応4（事業参考）】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの 0件

【対応5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの 22件

5 意見募集結果資料の入手方法

熊本市ホームページに掲載しており、また、契約政策課窓口、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び各地域コミュニティセンターでも閲覧できます。

お問合せ先

熊本市 契約政策課

電話番号 096-328-2136

(仮称)熊本市公契約条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目			本市の考え方	対応内訳
1	(目的) 条例第1条	第1条(目的)に関し、公共団体が行う各種契約は、これまで自治法や地財法等はじめ各種関係法令に基づき実施されており、また事業者等においても、法令に従い適正に履行することが求められるなど、最終的に目指す目的は同じであると思われる。 今、改めて公契約条例を制定される意義や必要性は何なのか。市民サービスの向上や労働環境を含めた社会情勢の変化は、これまでも同じであり、どのような意図や目的、あるいは課題認識をされているのか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 ご意見のとおり、本市では、地方自治法や同施行令、国の発注関係の事務に関する指針等に基づき様々な取組を適正に実施しておりますが、昨今の急激な物価上昇や、働き方改革関連法における時間外労働規制の建設業への適用等の社会情勢の変化を踏まえ、条例制定により、適正な労働環境の整備、事業者等の方々の社会的評価の向上、市民の皆様提供されるサービスの質の向上が図らることで、地域経済の健全な発展に寄与することができると考え、検討を進めたところです。検討に当たり、関係業界団体の方々に対し、条例の必要性等についてアンケート調査を実施した結果、約7割から条例を必要との回答をいただくとともに、条例を制定済みの自治体を調査したところ、条例制定により、労働者の処遇改善が図られるなどの効果があることが確認できました。 このようなことから、本市においても同様の効果が期待でき、ひいては公共工事等の質の向上に繋がるものと考え、条例制定に向け、検討を進めているところです。	対応3(説明・理解)
2	(目的) 条例第1条 (基本理念) 条例第3条	公契約・公共調達の中でも、私たちの建設業に大きく関係する公共工事の面からの意見・提案である。 素案概要では<「基本理念」と「目的」の対応関係>が示されている。中でも第3条の(2)の「公契約の公正性、競争性及び透明性を確保すること、とりわけ競争性の位置づけやとらえ方がこれまでと同じであれば、それが第1条の目的に示されている「地域経済の健全な発展」につながるのかは、甚だ疑問である。これまでの「公平公正」という名目の競争入札では、最終的に仕事確保のため入札・落札価格のたたき合いになり、そのしわ寄せが末端の労働者の低賃金や安全経費の削減となっている。結果として、“ヒト”・“モノ”・“カネ”の好循環が県内各地域では生まれず、熊本市においても人口や建設従事者の数も横ばい、もしくは微減の状況が続いている。そのような状況においては、持続可能な地域建設業作りにおいて熊本市としての社会的な役割を発揮するためにも、賃金下限条項を含む公契約条例(ILO型)の制定を希望します。 建設業界においては、永らく下請け事業主や専門事業者も、元請けの一方的な都合で工事単価を切り下げられ、利益を上げるところが仕事を請けても赤字になってしまい、ギリギリの経営のところ公共民間を問わず多くあります。そして適正な経営に意識が高い事業主ほど、このルールの無い激しい受注競争から抜出す道を探しながら苦しんでいる。ところが、今のような状況では、個々の事業主が適正な賃金を確保しようとして必要な工事単価を要求しても、すぐに他の事業者がそれよりも安い金額で参入してくるのは目に見えており、仕事確保を優先しないといけない事業主にとっては、この状況から抜け出すことは困難です。またそのような状況が、地域建設産業において“ヒト”・“モノ”・“カネ”の好循環につながらない大きな要因になっています。素案で示されているような「理念型」ではなく、賃金下限条項を含む公契約条例(ILO型)が制定できれば、まず肝心の労働者の賃金部分については競争の対象から外すことができます。これにより、各業者は一定のルールにそって労務費以外の部分での適正な受注競争を行うことができます。つまり、賃金下限条項を含む公契約条例(ILO型)は決して労働者側の一方的な要求ではなく、各建設業者にとっても安心して事業活動を持続していくために必要不可欠な前提条件とも言える。 さらには昨年の通常国会において、第3次担い手3法(建設業法・公共工事入札契約法・公共工事の品質確保法)が改正・成立しました。その改正の目的や主旨・方向性としては、『建設業が「地域の守り手」などの役割を果たしていけるよう就労状況の改善⇒担い手の確保⇒新4K(給与がよい・休日がとれる・希望がもてる・カッコイイ)の実現⇒「地域の守り手」として持続可能な建設業へ』となります。またそのような目的などに適うために、「担い手の休日・賃金の確保と地域建設業の維持」、「労働者の処遇改善と価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止」の2つのポイントがあります。それらに沿って、すでに「標準労務費」の策定に向けて中央建設業審議会の中でワーキンググループでの議論が進められ、今年の11月までに一定の具体化方針が示されることとなります。そのような状況を鑑みても、熊本市の公契約条例は「時代遅れ」と言わざるを得ない。入札において最低限の競争は必要だとしても、それは「質」の部分に限定し、価格などの部分で“賃金下限額”といった適正なルールを設けることは、第3次担い手3法の主旨にも合致する。 資本主義経済下での自由競争と自己責任では、もはや労働者の人間らしい仕事とくらしだけでなく、「地域経済の健全な発展」も保障される状況でないことは明らかである。今求められているのは、技術や技能に見合った適正な賃金を確保し、公正な競争条件、すなわちまっとうな「ルール」を作ることです。その一つの手段として、第3次担い手3法の趣旨に沿って賃金下限条項を含んだ(ILO型)の公契約条例の制定をあらためて希望する。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 条例の方向性・類型については、事業者団体や労働者団体の代表者、学識経験者等で構成される熊本市公契約条例(仮称)検討委員会において、他都市における公契約条例の状況や、事業者や労働者へ実施したアンケート調査を踏まえ、審議してまいりました。その結果、賃金下限条項を設定した場合、市への報告資料作成等に係る事業者の負担が増加することや、多種多様な業種・業態に応じた賃金設定が困難であることなどを踏まえ、実効性のある理念型の条例とする旨、検討委員会として決定いたしました。 本市としては、賃金下限条項こそないものの、理念型条例の中に、発注者である市の責務や、受注者である事業者の労働関係法令の遵守等必要な事項を定めつつ、その周知徹底に努めることにより賃上げ等、労働者の処遇改善の効果が期待できるものと考えております。 なお、理念型条例における実効性の担保策については、他都市の取組みも参考にしながら検討を進めたところであり、事業者等の方々に条例を遵守する旨の誓約書の提出を求めるなど、条例の効果の最大化に繋がるよう取り組んでまいりたいと思います。 ご意見を踏まえ、条例の目的に掲げる適正な労働環境の整備等に繋げることができるよう、運用してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	対応3(説明・理解)
3	(目的) 条例第1条 (基本理念) 条例第3条	この条例を定める目的は、地域経済の健全な発展に寄与するために、公契約に関しての基本的な事項を定めるとある。そのためには、市と事業者との相互の協力が不可欠と思われるが、素案を読むと第6条(相互の協力)に具体的な記述があるだけである。しかしながら、『相互の協力』は、この条例の根幹をなすものと考えられることから、目的や理念に丁寧な表現で記述すべき言葉だと思われる。 次に、第1条(目的)に書かれている、「事業者等の社会的評価の向上」の一文がどういう事を意図しているのか分からない。別資料の概要版を読むと、社会的評価の向上について具体的に書かれているので、ある程度理解できる。条例本文も、もう少し具体性を持った表現をした方が良いのではないかと。 また、素案のいたる所に“適正”という言葉が使われているが、市が適正と考える対価と現場で生じる実費が乖離しているという実感がある。この一因として、適正な価格を精算する担当職員が、作業の実態を知らない、見たことがない事に因るものではないかと思っている。まずは、作業の実態を市担当者が知ったうえで、市と事業者お互いの理解を深め、『相互の協力』の基、“適正”という言葉を定義するのが、この条例の目的を達成する事につながると思う。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 ご意見のとおり、条例の目的を達成するためには、本市と事業者が共に取り組むことが不可欠であり、どちらか一方だけでは、条例の効果を十分に発揮することはできないことから、本市と事業者等の皆様との「相互の協力」は、条例の根幹をなすものであると認識しております。そのため、条例第6条に規定するとともに、取組方針に事業者等の方々との意見交換会や、アンケート調査を実施し、取組の効果及び課題を検証するとともに、取組の改善を行うこととしております。上記を踏まえ、市及び事業者等が相互に協力し、条例の目的達成に向け努めてまいります。 次に、「事業者等の社会的評価の向上」については、入札金額だけでなく、環境問題等、社会的課題の解決に資する取組を行う事業者を評価し、契約の相手方とするなど、社会的課題の解決に資する取組を推進することにより、「事業者等の社会的評価の向上」に繋げることとしておりますが、社会的評価の具体的内容が、多岐にわたることから、条例においては明示をしていないところであり、取組方針に明記したいと考えております。	対応3(説明・理解)

4	(基本理念) 条例第3条	環境問題については、ISO14001取得に資する取組を行っているのでのいか。 また、社会的課題の解決に資する取組とは、ボランティア活動等やSDG'S認定取得でよいのか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 第3条の社会的課題は様々であり、本市としては、例えば契約の内容に応じ、総合評価方式又は企画コンペ等で契約の相手方を選定する場合において、SDGs達成に向けた取組や、環境に配慮する取組、社会貢献の取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者様の取組を適切に評価することにより、「事業者等の社会的評価の向上」に繋げてまいりたいと考えており、ご意見でいただいた環境に配慮した取組やボランティア活動等についても、同条に規定する取組に合致するものと考えます。	対応3(説明・理解)
5	(基本理念) 条例第3条	契約の公正性、競争性及び透明性を確保するとともに、業務が細切れになることで、効率的な遂行を妨げないような制度を整備していただきたい。(公正性及び競争性、透明性と継続性のバランス)	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 当該条項については、公契約の公正性、競争性及び透明性を確保することにより談合等の不正行為の防止等を図り、契約の相手方として相応しい事業者の選定することで、第1条の目標に掲げる「市民に提供されるサービスの質の向上」に繋げたいと考えて規定したものです。 ご意見を踏まえ、公契約の公正性、競争性及び透明性の確保に努めるとともに、発注に当たり規模や期間等、業務の効率性及び継続性を考慮し、取り組んでまいります。 また、工事の発注については、業務の効率的な遂行はもちろんですが、地場企業への発注や事業者の方々の規模に応じて、分離分割発注に取組んでいます。また、1件当たりの発注金額については、発注時期や登録業者の数等を考慮して設定しており、発注者・受注者ともに効率的な業務遂行ができるような発注に努めているところです。 今後も、公平性、競争性及び透明性はもとより、業務の効率性も考慮し、発注を行っていきたいと思います。	対応5(その他)
6	(基本理念) 条例第3条	第3条第1号には公契約の適正な履行を確保することと記載されているが、貴市が発注された業務委託の代金の支払いに於いて、契約書が定める請求後30日以内という支払期限を10日以上経過しても代金が支払われていないケースが見られる。これは公契約の適正な履行とは言えないのではないか。 上記に関連して、請求書を担当部署に提出する際に「日付は抜きでお願いします。」と言われるケースが常態化しており、受注者としてもこれまでの慣例という安易な考えの中で仕方なく受け入れていた。しかし、これも上記同様に公契約の適切な履行とは反すると考えられるので、今後改善をお願いしたい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 契約書に定めた支払期限や請求書の日付については、研修やマニュアルを通じて、注意喚起を行っているところだ。 引き続き、支払業務の適切な履行に向け取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	対応5(その他)
7	(基本理念) 条例第3条	仕様書が真に完璧で理想的なものかはわからないと思われるので、第6条にあるように、市と事業者等が互いに協力し、情報共有、意見交換を進めて、互いの責務を果たすために最善の努力をすることで、優れた内容のものとすることができると考える。したがって、そのような表現が適切と考える。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 ご意見のとおり、条例の目的を達成するためには、本市と事業者が共に取り組むことが不可欠であり、どちらか一方だけでは、条例の効果を十分に発揮することはできないことから、本市と事業者等の皆様との「相互の協力」は、条例の根幹をなすものであると認識しております。そのため、条例第6条に規定するとともに、取組方針に事業者等の方々との意見交換会や、アンケート調査を実施し、取組の効果及び課題を検証するとともに、取組の改善を行うこととしております。 なお、本市では、事業者の方々が有する高度な技術、専門的な知識または経験が反映されたより良い業務内容となるよう、契約相手方の選定に当たり、プロポーザル方式やコンペ方式も採用しているところです。今後とも、市及び事業者等が相互に協力し、条例の目的達成に向け努めてまいります。	対応3(説明・理解)
8	(基本理念) 条例第3条	基本理念の表現としては、踏み込んだ内容としていただいていると考えるが、具体的な施策の内容がないため、わかりにくくなっている。市内企業の受注機会の増大を掲げていただくようお願いする。 例えば、業務の市内企業への優先発注、下請けにおける市内企業の活用、市内産品等の利用促進などを具体例として掲げていただくようお願いする。	本市では「第2期熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画」において、市内中小企業等の受注機会の確保及び参入機会の増大を目指すこととしており、具体的には、物品売買等の契約については、入札参加者の指名基準を設け、所在地要件の中で指名の優先順位として、第1位を市内に本社を有する市内業者、第2位を市内に営業所等を有する準市内業者、第3位を市外業者の順に指名を行っているところです。 また、工事については市内業者への優先発注を行うとともに、令和6年(2024年)7月より試行している、総合評価方式(担い手育成タイプ)において、全ての1次下請け業者が地場企業(市内本店)又は全て自社施工の場合、加算対象としており、令和7年(2025年)7月より対象案件を拡大します。 今後も、職員の意識向上に努めるなど市内中小企業等の受注機会の拡大に向けた取組を推進することにより、地域経済の持続的発展を図っていききたいと思います。	対応3(説明・理解)
9	(基本理念) 条例第3条	貴市におかれては、公共工事の適正な発注と品質向上に努められていることに深く敬意を表する。私ども建設専門業者は、専門的な知識を活かした施工・提案を通じて社会貢献に努め、技術の向上に励んでいるところである。しかしながら、専門工事における一般競争入札の総合評価方式の対象件数が限られているため、技術力を高める企業が正当に評価される機会が不足しているのが現状である。 公共工事の効率化・生産性向上が求められる中、専門業者が技術力や提案力で評価されることは公平性の観点からも重要である。総合評価方式の対象件数を増やすことで、専門業者の技術開発や品質向上の努力が正当に認められ、業界全体の競争力向上と発展につながるかと考える。これは発注者にとって最良の施工業者を選定できるメリットがあるだけでなく、市民にとっても安全・安心なインフラ整備に貢献するものと確信している。 については、専門工事の一般競争入札における総合評価方式の対象件数の増加の検討を要望する。	工事における総合評価方式(簡易型)については、工事の規模や発注状況、技術力の必要性等総合的に考慮し、業種ごとに一定の金額以上の案件を対象に実施しております。 今後も専門工事で一定の技術力を有する事業者の方々が評価できるよう総合評価方式の発注金額の検討を行っていききたいと思います。 また、合わせて、専門工事の事業者の方々の技術力が評価できる評価項目導入についても、総合的に研究を進めていききたいと思います。	対応5(その他)

10	(基本理念) 条例第3条	現在、手持ち工事がある場合、新規工事への応札が制限される規定により、技術力のある企業が持続的に事業展開する機会が限られている。しかしながら、こうした規定があることで、従来の企業の保護にもつながっていることは理解している。 一方で、公共工事の品質向上を図るためには、技術力・施工能力を有する企業が適切に評価されることが不可欠である。手持ち工事の制限を緩和し、企業の施工能力や社会貢献力を総合的に判断し応札の可否を決定できる仕組みが、公平な競争と業界の発展に寄与すると考える。発注者の方、市民の方々も安全で質の高いインフラを享受できるものと確信している。 については、現行の手持ち工事制限の緩和をお願いする。企業の施工能力を適切に評価しつつ、競争環境の公平性を保つ制度の構築の検討をお願いする。	一般競争入札(入札後審査方式)において、受注機会均等の観点から、業種、ランク、業者の状況、各年度の発注状況、発注見通し及び不調不落の状況等を総合的に考慮し、落札(手持ち)制限を設定しております。 また、令和4年(2024年)7月以降の簡易型の総合評価方式において、総合評価方式の受注がない業者への加点を行っており、受注機会拡大に向けた取組みとして、一定の効果が出ているものと考えているため、継続しているところです。 今後は、不調不落の状況や担い手育成の観点も踏まえ、検討していきたいと思います。	対応5(その他)
11	(基本理念) 条例第3条第2号・第3号	【建設産業振興プランの一環として「経常建設共同企業体」制度の創設(希望業種毎)】 経常建設共同企業体とは、中小・中堅建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体である。 少子高齢化や就業の実態調査を基に熊本県の人口減少が予測される中、後継者不在や新卒・若手入職者の激減に伴う、地場建設業の経営の先細り(黒字廃業や倒産)が懸念されている。 また、ICT施工をはじめ建設DXの必然性が拡大する過程において、経営の効率化や施工管理等技術力の承継を図る上で「経常建設共同企業体」は有効な手段である。 国土交通省や熊本県においては、既に制度がある。(地方公共団体の約3割:制度あり)	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 「経常建設共同企業体」については、制度として有していますが、実施した実例がなく、実運用に向けた検討を進めております。 経常JVの運用については、国の通知等により「継続的な協業関係を確保することにより、中小中堅建設企業の経営力及び施工力の強化を図ることを目的としていることから、発注機関が異なっても同一の構成員であることが望ましい」とされていることから、同一区域である県の動向も踏まえ、経常JVの導入効果と受注機会とのバランスを考慮し、導入の検討を行いたいと思います。	対応5(その他)
12	(基本理念) 条例第3条第2号・第3号	【総合評価入札制度の改善(見直し)】 現行、土木Sランクにおいては、総合評価入札案件が1業者で最大4件の受注が可能となっているため、特例監理技術者制度を活用した優良工事表彰者に、受注が集中する傾向が見られる。一般競争入札で求められる15社程度の競争性が担保されず、応札業者数が5社程度の案件が散見され受注業者が過度に偏る傾向にある。 したがって、下記の観点から制度の見直しが求められる。 ・寡占状態の誘導の排除(競争性の担保) ・受注の可能性向上へ向けた自己研鑽を促す ・災害時に出勤可能な業者数の維持 (対策案1) 手持ち工事業に対する配点の見直し(例:土木Sランク) (対策案2) 表彰制度評価の見直し(企業・技術者ともに) (対策案3) 配置予定技術者の評価見直し (対策案4) 検査官による工事成績評価のばらつき排除	本市の工事及び建設コンサルタント業務については、技術力と経営力に優れた事業者様への受注の確保はもとより、このような事業者の方々への受注機会の確保も考慮し、発注しているところです。 このような中、総合評価方式における落札制限(手持ち制限)を含めた受注機会拡大に向けた取組みについては、令和4年(2024年)7月に導入した総合評価方式における受注件数加点の効果・検証を行い、今後、これらと合わせて総合的に検討を進めていきたいと考えております。 また、従来の簡易型の総合評価方式に加え、技術提案型、施工計画型及び担い手育成タイプの方式も活用し、技術力・価格力の評価と受注機会確保のバランスを取りながら発注していきたいと思います。 なお、総合評価方式の技術点の項目や優良工事表彰の基礎となる工事成績評価については、熊本市請負工事成績評定要領に基づき、厳正かつ的確な成績評定を行っております。併せて、検査員や監督員の研修の充実等を行うなど、成績評定の精度向上を継続的に図ってまいります。	対応5(その他)
13	(基本理念) 条例第3条第3号	第3条第3号で振興等となっているが、適切な語句か。繁栄とか発展ではないか？	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 「振興」の表現については、他の法令での用例も参考にしながら、弁護士や特定社会保険労務士等で構成される検討委員会での審議や市の法制部門による審査を踏まえ設定したものです。 しかしながら、私ももともといたしましても、言葉は違えど事業者の発展に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	対応3(説明・理解)
14	(市の責務) 条例第4条	第4条で市の責務を述べてあるが、市は国の指導を受ける団体であり、国が示す指針やガイダンスがあるが、それを適正に履行する責務はないのか。第5条では事業者の責務として法令などを明記している。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 本市では、地方自治法や同施行令、国の発注関係の事務に関する指針等に基づき様々な取組を適正に実施しておりますが、これらに加え、本市が第3条の基本理念を達成するために推進する取組について、第7条で取組方針として、具体的な施策を定め、講じることとしております。 なお、取組方針については、昨年度、事業者団体や労働者団体の代表者、学識経験者等で構成される検討委員会にて審議いただいたところであり、法令をはじめ、国の指針等も踏まえながら、引き続き取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。	対応3(説明・理解)
15	(市の責務) 条例第4条	1項の「条例の目的を達成するために必要な取組」、また2項の「条例の目的及び基本理念を周知する」ための施策や方法などについて、現時点での具体化の内容を示してください。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 第4条に規定のある取組等は、取組方針案として、昨年度、事業者団体や労働者団体の代表者、学識経験者等で構成される検討委員会にて審議し、取りまとめられたところです。 その中で、条例の目的及び基本理念の周知・浸透を図るための施策等のほか、4つの基本理念に基づき実施する取組を具体的に記載しています。 その他、詳細につきましては、熊本市HPに掲載しておりますので、ご確認ください(ホーム>分類から探す>市政情報>政策・計画・年次報告>計画・年次報告・会議・議事録>総務局の計画等>総務局の会議・議事録>熊本市公契約条例(仮称)検討委員会 ※なお、熊本市HPにて「公契約条例」で検索しても同一のページに辿り着きます。)	対応3(説明・理解)

16	(市の責務) 条例第4条 (事業者等の責務) 条例第5条	第4条(市の責務)では「～推進しなければならない。」に対し、第5条(事業者等の責務)では「それを適正に履行しなければならない。」となっている。これでは受発注者間が対等ではないと思われるため両者対等となる記載にいただきたい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 第4条については、「市の責務」として、基本理念にのっとり、本市で実施すべき取組をこれまで以上に進める必要があると考えていることから、「推進」という表現を用いているところであり、本市と事業者の皆様は対等な立場であるものと考えます。 なお、ご意見を踏まえ、本市と事業者の皆様が対等な立場で目的達成に向け取り組むことができるよう相互に協力して取り組んでまいりたいと思います。	対応3(説明・理解)
17	(事業者等の責務) 条例第5条	第5条で、1項は「履行しなければならない」で締めてあるが、2項は「努めなければならない」となっている。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 第1項は、公契約に係る業務は税金により賄われるものであり、提供するサービスが市民の生活を支えるものであることを事業者等が自覚した上で、公契約について法令を遵守し適正に履行しなければならないことを事業者等の責務として規定しています。 第2項は、労働者の適正な労働環境を確保するため、労働関係法令を遵守し、適正な賃金の支払はもとより社会保険への加入等により労働者の適正な労働環境を整備しなければならないことを、事業者等の責務として規定しています。	対応3(説明・理解)
18	(事業者等の責務) 条例第5条	素案の基本概念に異議はない。 ここからは個人的な意見(協会の総意ではない。)である。 熊本市の舗装業者はAクラスは30社で、現在の総合評価方式の入札状況では上位10社程度が落札している状況である。 と言うことは、下位企業は一般競争物件のみとなる。格付けでAなのに1本も落札出来ない可能性がある。 よって、例えば熊本市の入札に関しては一般競争入札・総合評価落札方式を合わせて落札3本で終了(上位は点数が良いので優良物件を選定・落札するの。)とすると、下位企業に仕事が回るのではないかと思われる。その場合、発注見通しが定かでないといけなないが。 もちろん、企業努力が必要であるが、そうでなければ下位企業を含めて、適正な労働環境の整備は難しいのではないかと思われる。	一般競争入札(入札後審査方式)において、受注機会均等の観点から、業種、ランク、業者の状況、各年度の発注状況、発注見通し及び不調不落の状況等を総合的に考慮し、落札(手持ち)制限を設定しております。 また、令和4年(2024年)7月以降の簡易型の総合評価方式において、総合評価方式の受注がない業者への加点を行っており、受注機会拡大に向けた取組みとして、一定の効果が出ているものと考えているため、継続しているところです。 今後は、不調不落の状況や担い手育成の観点も踏まえ、検討していきたいと思います。	対応5(その他)
19	(事業者等の責務) 条例第5条	公契約の適性な履行と必要な労働環境整備の推進とあるが、事業所が何をもってそれを正しく又は積極的に行えているかチェック機関やその内容や方法等を知りたい。これは事業所側だけでなく市側にも関係してくる事ではないかと考える。何かを提出させたり、チェックする側も新たな業務が増える事になり双方に負担やコストが発生してくるようになる。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 事業者等の責務の履行状況については、第8条に規定する誓約書の徴取等をもって確認したいと考えております。 また、ご意見にありましたように市の責務の履行状況については、第6条に規定のある情報共有、意見交換の場などを活用しながら説明してまいります。 今回、条例の検討にあたっては、事業者等の方々の負担や、労働者の皆様の保護の観点に留意しながら、検討を進めてきたところであり、条例の運用に当たっても事業者等の方々に過度な負担を強いることのないよう配慮しながらも条例の実効性を担保できるよう努めてまいります。	対応3(説明・理解)
20	(相互の協力等) 条例第6条	意見交換的な場を設けていただけるのか。もしくは御市からの受注工事において、市担当者様と請負会社技術者の間で何か取組を推進する事を誓約し、実施内容を完成時期に確認するのか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 本市では、これまでも建設業や、建物保守業をはじめとした、業界団体の方々と意見交換会を通して、貴重なご意見、ご提案をいただき、活発な議論のなか、施策に反映するなど取り組んできたところです。 条例制定後におきましても、引き続きこのような機会を活用し、定期的なコミュニケーションを図りながら、事業者の皆様が置かれている状況把握はもとより、条例の運用状況や課題等についても意見交換したいと考えております。	対応3(説明・理解)
21	(取組方針) 条例第7条	第7条第2項で「必要な事項を定める」となっているが、どのような取組を想定しているのか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 第7条に規定のある必要な事項については、昨年度、事業者団体や労働者団体の代表者、学識経験者等で構成される検討委員会にて審議し、取組方針案として取りまとめられたところです。 その中で、条例の目的及び基本理念の周知・浸透を図るための方策等のほか、4つの基本理念に基づき実施する取組を具体的に記載しています。 詳細につきましては、熊本市HPに掲載しておりますので、ご確認ください(ホーム>分類から探す>市政情報>政策・計画・年次報告>計画・年次報告・会議・議事録>総務局の計画等>総務局の会議・議事録>熊本市公契約条例(仮称)検討委員会 ※なお、熊本市HPにて「公契約条例」で検索しても同一のページに辿り着きます。)	対応3(説明・理解)
22	(取組方針) 条例第7条	1項の「基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するための取組方針」、また2項の「基本理念を踏まえた公契約に係る取組を総合的かつ効果的に推進するための必要な事項」について、現時点での具体化の内容や条例整備の状況などを明らかにしてください。	No.4の回答に同じ	対応3(説明・理解)
23	(適正な労働環境の整備等) に関する誓約等) 条例第8条	第8条で「誓約する」となっており、誓約書を提出するのはよいが、その履行確認はどのようにするのか。また、履行しなければ、罰則などがあるのか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 履行状況の確認方法として、誓約内容についての根拠資料を、誓約書と合わせて求めたいと考えています。 具体的には、「就業規則」や「36協定届」の写しのほか、事業場ごとに選任する必要がある管理者等(安全管理者、衛生管理者、産業医など)の氏名を徴することを予定しています。 なお、誓約内容については、条例はもとより労働関係法令の遵守等であることから、違反した場合には、法令を所管する行政からの処分のほか、内容によっては、本市における入札等への指名停止処分の対象になる場合があります。	対応3(説明・理解)

24	(適正な労働環境の整備等に関する誓約等) 条例第8条	労働環境が悪ければ、退職するだろうし、良ければ辞めないだろう。雇用関係上のことなので、市との誓約書が必要とは思えない。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 事業者等の方々におかれては、法令等に基づき適正に労働環境の整備をされているものと認識しておりますが、昨今の急激な物価上昇及び働き方改革関連法における時間外労働規制の建設業への適用などの社会情勢や、週休2日制の促進、担い手の育成・確保のための環境整備などの社会的要請、公共サービスの質の向上、労働環境の整備、多様な人材が活躍する社会の実現などの事業者への要請を踏まえ、更なる取組が期待されているところから、第8条を規定したところで。 なお、本市と直接契約を締結する事業者等の方々に限らず、業者登録を行う全ての事業者等の方々に対して誓約を求めることで、公契約の担い手としての心構えを広く認識いただくことにより、条例の実効性を高めたいと考えています。 条例の検討を進める中で事業者や労働者へ実施したアンケート調査においても、多くの事業者から条例を必要とする声を頂戴した一方で、事務負担の増加を懸念され、提出書類の簡略・簡素化を求める声も頂いたところですので、労働者保護の観点はもとより、事業者負担にも配慮しながら、条例の実効性を担保してまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。	対応3(説明・理解)
25	(適正な労働環境の整備等に関する誓約等) 条例第8条	市長等に対して当該事業者が…誓約すると記載してある誓約書(様式)を提出するのか。また、頻度は年1回か、もしくは工事毎の提出になるのか。当該労働者と記載があるが、労働者の範囲をご教示いただきたい。例えば、自社社員までとか、1次請社員、2次請社員までなど。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 条例の実効性を高めるため、事業者の方々に対し、誓約書の提出を求めたいと考えており、提出時期については、契約を締結するために必要となる業者登録の申請時を予定しています(現行の業者登録は2年(工事については、3年)に1度、更新が必要です)。 また、事業者の方々が誓約内容を通知しなければならない労働者は、当該事業者の方々が直接雇用する労働者となりますが、例えば、事業者等の方々に対しましては、業務を実施する作業場所の見えやすい場所にポスターの掲示を求めるなど、下請業者等の労働者へも周知・浸透を図っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。	対応3(説明・理解)
26	(適正な労働環境の整備等に関する誓約等) 条例第8条	第8条「……、当該誓約の内容を当該労働者に通知しなければならない。」とあるが、当該労働者に対しどのようなことをどのような形で通知するのか。 また、通知したことの確認は行っていくのか。 当社は建設会社なので、実務で行う場合、どのようなことで第8条を満たすことができるのか。 例) ・工事現場に関わる全ての労働者が対象なのか。 ・工事現場の掲示板に掲示するだけで通知なのか。 ・一人ひとりの現場労働者に対し、誓約内容を書面で通知するのか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 事業者の方々が雇用する労働者に関し、労働基準法その他の関係法令及び同条例の遵守について誓約した内容を通知することを求めるものです。 通知の方法については、事業者の方々が効果的と考える手法にて通知していただきたいと考えておりますが、事業者の方々の負担にも配慮し、条例遵守の誓約をもって確認に代えさせていただきたいと考えております。 なお、誓約時における通知の手法は事業者の方々に委ねたいと思いますが、本市との契約締結後においては、業務を実施する作業場所の見えやすい場所へのポスターの掲示により事業者の方々が雇用する労働者へもより、下請業者等の方々にも求めたいと考えております。	対応3(説明・理解)
27	(適正な労働環境の整備等に関する誓約等) 条例第8条	「該当事業者が雇用する労働者の適正な労働環境の整備及び下請負者等と締結する契約の適正化に関する事項について誓約」する具体的な内容を、現時点でわかる範囲で示してください。また、「当該誓約の内容を当該労働者に通知」する手段や方法の具体的な内容を教えてください。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 誓約の内容は、労働基準法その他の関係法令及び同条例の遵守です。 詳細につきましましては、熊本市HPに掲載しておりますので、ご確認ください(ホーム>分類から探す>市政情報>政策・計画・年次報告>計画・年次報告・会議・議事録>総務局の会議・議事録>熊本市公契約条例(仮称)検討委員会 ※なお、熊本市HPにて「公契約条例」で検索しても同一のページに辿り着きます)。 また、当該労働者への通知の方法については、事業者が効果的と考える手法にて通知していただきたいと考えており、その手法は各事業者に委ねたいと思います。なお、本市との契約締結後においては、業務を実施する作業場所の見えやすい場所へのポスターの掲示により事業者が雇用する労働者へもより、下請業者にも必須としたいと考えております。	対応3(説明・理解)
28	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	第9条で、「合理的な積算を基礎とするもの」となっているが、入札においては、事業者独自に積算し参加するものであり、合理的な積算の基礎の開示が必要となる。入札参加者への積算資料などの公平な情報提供はどう考えるのか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 予定価格の設定において、契約の内容に応じ、最新の価格動向調査の結果に基づく設計単価の更新や、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮した適正な積算を行ってまいります。 その上で、物品契約におきましては、公告時に設計書等をホームページ等で公開し、引き続き公平な情報の提供に努めてまいります。 また、公共(土木・営繕)工事の発注におきましては、公平性、透明性を確保するため、適正な予定価格を算出することを目的に従前より各種算基準を設けており、公告時に設計書を公表することで、合理的な積算ができることとなっております。これにつきましても引き続き取り組んでまいります。	対応5(その他)
29	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	合理的な積算を基礎とは何なのか？ 通常の総合評価方式では、予定価格が92%前後で落札となっている。労働者への賃金上昇等を考慮すると92%基準を94%に変わるような仕組みが一番思われるがいかがか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 合理的な積算とはNo.8の回答と同様となりますが、公共(土木・営繕)工事の発注においては公平性、透明性を確保するため、適正な予定価格を算出することを目的に従前より各種算基準を設けており、公告時に設計書を公表することで、合理的な積算ができることとなっております。 また、随意契約を除く全ての案件について、最新の基準に基づく最低制限価格、履行確実性評価価格及び低入札価格調査基準価格を導入し、ダンピング防止を図っています。 今後も適正な単価及びダンピング対策を講じて発注していきたいと思います。	対応3(説明・理解)
30	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	第9条で、「合理的な積算を基礎とするものとする」となっているが、入札公告等の情報で工事等の案件の質問書に対する回答書に「熊本市積算基準による」としてある場合があるが、その熊本市独自の積算基準を公開しないのか。また、積算基準にない積上げについて事前の情報提供はしないのか。 合理的な積算をするためには合理的で正確な設計資料が基となると思うが、設計照査を行う際に設計と現地との相違が数多くあるため、設計業務から受け取った設計資料を適正に精査されているのか疑問である。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 公共土木工事の積算基準書は、本市のHPに公開しております。また、積算基準にない基準(歩掛)については、公告時に設計書を公表しており、確認いただくことができます。 また、公共営繕工事の積算は、基本的に公開された国土交通省の基準等に準拠しています。 なお、設計内容と現場状況に相違が生じないよう発注に当たり精査を行っておりますが、現場の特性上、止むを得ない場合もあり、このような状況が生じた場合、適切かつ速やかに設計変更ガイドラインに基づく設計変更を行い、変更契約を行いたいと思います。	対応5(その他)

31	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	第9条の「市長等は、予定価格等を算出するに当たっては、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図るため、合理的な積算を基礎とするものとする」とあるが、昨今の建築資材等の高騰により、ベースとなる予定価格が、実際とかけはなれている。合理的な積算とは、何なのか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 No.8の回答と同様となりますが、公共(土木・営繕)工事の発注においては公平性、透明性を確保するため、 適正な予定価格を算出することを目的に従前より各積算基準を設けており、公告時に設計書を公表すること で、合理的な積算ができることとなっております。	対応3(説明・理解)
32	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	第9条の予定価格の算出にあたって、適正価格の算出のための措置がとられている、とあるが 実際は市場価格から大きくかけ離れているため、再度、市場価格の調査及び予定価格の検討 をお願いしたい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 No.9の回答と同様となりますが、公共(土木・営繕)工事の予定価格は、(品確法に基づき)積算時における 最新の市場価格を適切に反映 しております。	対応5(その他)
33	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	第9条(適正な予定価格等の算出)の条文中、「…適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止…」と規定されているが、「 通常 」の文言がない方が分かりやすいと思われる。「通常」がある場合と無い場合で、解釈上どのような違いを想定されているのか。本条例は基本条例あるいは理念条例と思われるので、解釈云々の余地が少ない基本原則の記載で十分ではないか。 また、同条文中、「…合理的な積算を基礎とするものとする。」と規定されているが、同ページ第4条(市の責務)第1項においては、「…必要な取り組みを推進しなければならない。」と規定されている。第9条は、 市が行う重要な取り組みの一つであり、「合理的な積算を基礎としなければならない。」と規定した方が、市の姿勢を表すとともに整合が取れる と考える。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 ご意見を踏まえ、 適正な予定価格等の算出は、本条例の目的を達成するために必要不可欠な内容 であることから、「市長等は、予定価格等を算出するに当たっては、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図るため、合理的な積算を基礎とするものとする。」としていたところを「 市長等は、公契約の適正な履行及び労働者の適正な賃金を確保するため、合理的な積算を基礎として、予定価格等を算出するものとする。 」に改めます。 今後も引き続き、合理的な積算に基づく予定価格の算出に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	対応1(補足修正)
34	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	【予定価格の事前公表に伴う積算基準書の運用について】 1-2-①-2 (2) 価格 において熊本市独自の運用で、「 入札時(入札書提出期限日) 」を「 積算時 」と定めているため、 価格差が生じるケースが散見される 。この様に 入札時における市場価格と差異が生じる場合、適切な予定価格の再設定 をお願いします。 なお、契約約款第26条ほか各種スライド条項は、契約後の価格変動に対処した条項であるため、 積算基準書の熊本市独自運用により生じる価格の差異については新たな条項を追加するなど適切な予定価格の再設定をお願いします 。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 入札・契約制度における資材単価の高騰に対する単価改定への対策については、本市においては、公告から入札書提出期限まで約3週間、契約まで約1ヶ月間の不測の物価上昇まで、すべて本市で再積算を行ってまで負担すべきかどうかについて、施工担当課等と意見交換を行いました。が、公費を支出する以上、市民が納得できる法的根拠が必要で、現状の単品スライド及びインフレスライドの制度を活用し 対応すべきとの意見が多数であり、現状直ちに見直す予定はありませんが、引き続き、施工担当課等と協議し、適正かつ適切な手法の検討を進めたい と思います。	対応5(その他)
35	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	【建設資材価格に関する適切な価格転嫁に向けた国交省の取組】 工事契約日までに、市場価格と積算採用単価の差異に対する「おそれ情報」がある場合、購入価格が適切な金額であることを証明する書類の提出を基に、予定価格の改定をお願いします。	建設業法の改正(令和6年(2024年)12月13日施行)により、「おそれ情報の通知」を受けた発注者は、 労務単価や建設資材等の高騰については、請負契約の締結後、当該通知の事象が発生した場合に誠実に応ずる努力義務が規定されたところですが、本市においては、既に受発注者協議による公共工事設計労務単価等の特例措置の運用のほか、賃金等の変動に対する工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)、同条第5項(単品スライド条項)について、国が定めるマニュアルと同内容のマニュアルを定め、適正に運用しており、引き続き、これらに基づき取組んでいきたい と思います。	対応5(その他)
36	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	【適切な設計変更について】 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第7版)R6.12に基づき、 小規模工事や維持修繕工事、地域特性や現場条件が厳しい現場など、標準日当り作業量や歩掛が現場と合っていないなど、現場との積算・歩掛の乖離がある場合は、金額変更を伴わない施工承認ではなく、適切な設計変更を実施していただきたい。 (例：下水試験調査：約1.5万/箇所⇒5万/箇所)	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 設計変更に関しては本市の土木工事では「 土木工事設計変更ガイドライン(案) 」にて、 設計変更の手続きやルールを明確 にしております。	対応5(その他)
37	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	【移動時間を踏まえた積算の適正化】 ○朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映 ○路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、 資材基地からの移動時間を適切に反映 ○R4年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、R5年度の27工種の分析に反映 さらに、積算基準書 第2章 工事の積算 ①直接工事費 6.注意事項「(2) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。」となっている。 熊本市内の道路使用許可が9:00〜17:00までである以上、上記を踏まえた適切な設計変更を求める。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 ご意見いただいた内容のとおり、「 移動時間を踏まえた積算の適正化 」については、全国で実施される現場施工の実態調査である施工合理化調査の結果を踏まえ、国土交通省にて定期的に歩掛の改定が行われます。 また、設計変更に関しては本市の土木工事では「 土木工事設計変更ガイドライン(案) 」にて、 設計変更の手続きやルールを明確 にしております。	対応5(その他)
38	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	【設計図書の見直し・変更時の発注者と受注者の役割分担とその費用について】 設計変更ガイドラインに基づけば、受注者は設計図書との不整合について、その見取り図や概算数量を提示する義務があるのであって、詳細な変更図面や数量は発注者の責任であるはずである。 国土交通省から働き方改革の一環として案内のある「 工事図書等作成支援の手引き 」を参照され、 工程上やむを得ない場合で設計図面や数量計算書の変更等を受注業者に委ねる際は、受注者と協議を行い、対応可能である工期や費用を確保して契約変更していただきたい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 設計変更に関しては本市の土木工事では「 土木工事設計変更ガイドライン(案) 」にて、 営繕工事では「営繕工事請負契約における設計変更及び工事一時中止ガイドライン」にて、設計変更の手続きやルールを明確 にしております。	対応5(その他)
39	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	「 適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止 」とあるが、ほとんどの入札が金額で決定している。また「 合理的な積算を基礎とする 」と最後に書かれているが 具体的にどの様な算出方法等を検討されているのか疑問 である。各事業所から提出した見積だけを基準にしていれば何も変わらないように感じる。 総合評価方式やプロポーザル方式を積極的に導入される予定 かが気になる。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 予定価格の設定において、契約の内容に応じ、最新の価格動向調査の結果に基づく設計単価の更新や、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮した 適正な積算 を行ってまいります。 また、総合評価方式及びプロポーザル方式につきましても、引き続き活用してまいります。	対応3(説明・理解)
40	(適正な予定価格等の算出) 条例第9条	「 合理的な積算を基礎とする 」ため、熊本市発注の建設工事については、公共工事設計労務単価や第3次担い手3法の趣旨に沿った「 標準労務費 」の、適用徹底をお願いします。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 ご意見いただきました、「 標準労務費 」については、国土交通省の中央建設業審議会の中で議論されており、本市においても引き続き注視してまいります。	対応5(その他)

41	その他	市の適正化に関する事項はどのように公表するのか。また、その履行確認はどのようにして行うのか。事業者として履行実施確認について物を申すことが出来ないのか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 本市としては、条例の実効性を高め、目的を達成するためには、条例制定後に効果の検証が必要であると考えており、事業者等との意見交換会の機会をとらえ、アンケート調査を実施するほか、定期的に市役所内の他部署にも確認することで、取組方針について必要に応じて改善を図ってまいりたいと考えております。特に市と事業者等の方々と共に取り組むことは不可欠であり、どちらか一方の努力では、条例の効果を十分に発揮することはできないものと考えていることから、第6条「相互の協力等」の規定を設けたところであり、市の取組方針の内容について、意見交換会を通じて、共有するとともに、ご意見もいただきながら、取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。	対応3(説明・理解)
42	その他	この条例が、市・事業者平等なものであるなら、お互いに履行確認が出来るように考えるべきではないか。	No.6の回答に同じ	対応3(説明・理解)
43	その他	工事入札案件の設計において施工段階時点の材料価格と設計段階時点の価格の差が大きすぎて企業努力の範囲を超えている。また、人件費、燃料費も高騰して利益がなく税金の支払いが困難になり経営が困難になっている。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 公共(土木・宮繕)工事の予定価格は、(品確法に基づき)積算時における最新の市場価格を適切に反映しております。 また、工事及び建設コンサルタント業務に関しては、労務単価においては国の公共工事設計労務単価の改訂がなされた場合は、受発注者協議による公共工事設計労務単価等の特例措置の運用のほか、工事に関しては、賃金等の変動に対する工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)、同条第5項(単品スライド条項)について、国が定めるマニュアルと同内容のマニュアルを定め、運用しています。	対応5(その他)
44	その他	発注者の責務として休日、準備期間、天候、猛暑日等を考慮した適正な工期の設定について規定していただきたい。 工事等の案件で工期が設定してあるが、再公告となった場合に工期が当初公告のままの場合がある。その場合いずれかが適正工期ではないのではないのか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 公共土木工事の適正な工期の設定においては、国土交通省にて公表されている「土木工事における適正な工期設定指針」に基づき、全体工期には、準備期間、実作業期間、雨休率(天候により作業不能日、休日、猛暑日、年末年始、夏季休暇)、後片付け期間に要する日数を工期として設定することとしております。 公共宮繕工事の適正な工期の設定においては、国土交通省にて公表されている「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」を準用し、週休2日、猛暑による作業不能等を考慮した工期として設定することとしております。 また、再公告の場合については、各施工担当課等と協議し、必要に応じて、工期を延長して発注しており、今後も工事への影響を考慮し、適切な工期を設定するよう各施工担当課等と連携し、取り組んでいきたいと思ひます。	対応3(説明・理解)
45	その他	工事等の案件で事業者には契約日までに必要書類を提出するなど受注者には提出期限があるが、提出後の御市の事務手続きには期日が定められていない。契約書についても契約日に受注者の手元に返ってきておらずその後の手続き(情報開示請求など)が遅くなる。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 現在、迅速な事務処理に努めているところですが、今後、電子契約の対象を拡大するなど、返却までの時間を更に縮減できるよう努めてまいります。	対応5(その他)
46	その他	近年、労働環境で特に夏場の時期は、気温が高くなり労働環境が過酷な状態である。労働者の生命・健康を維持するにあたり、労働環境の整備に着目していただきたい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 夏場の労働環境の整備に関しては、令和7年(2025年)6月1日に施行された厚生労働省の労働による「職場における熱中症対策の強化について」など、受発注者双方で引き続き取り組んで行く必要があると認識しております。	対応5(その他)
47	その他	渋滞解消にむけて対策中だと思うが、西区→東区間、中央区間の移動では依然として渋滞が解消されず、移動時間が大幅に必要となっている。 現場への移動の為に渋滞時間を勘案した早出、帰社時間の遅れが発生し、長時間労働の一因となっている。 新庁舎整備の資金があるのなら、早急に渋滞解消等、市民の為に利用してほしい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 本市では主要渋滞箇所を174箇所を抱えており、慢性化した渋滞の緩和に向けて、熊本県と連携し短期・中期・長期の対策を進めているところです。 本市の事業としては、熊本西環状道路の花園インターから池上熊本駅インター間が令和7年秋に開通する見通しであり、市中心部の渋滞緩和を見込んでおります。 引き続き、渋滞緩和に向けた取り組みを着実に進めてまいります。	対応5(その他)
48	その他	近年、一般競争入札が主な入札方式になっている。 これはより多くの企業にチャンスが有る反面、素晴らしい取り組みをしている企業の社会的高評価を示す機会が低くなっている。 営業活動・高水準な設計協力・高評価工事の会社・環境課題への積極的な取り組みが認められる企業の指名入札が増えればと思う。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 現在、予定価格1,000万円未満の建設コンサルタント業務(技術要件設定型を除く。)及び花苗業務において指名競争入札を行っており、それ以外の工事等については、入札の公正性、透明性及び競争性のさらなる向上を目的として、原則一般競争入札を実施しています。 指名競争入札において、直接、実績等技術力と関連のない事項を考慮し、優先的に指名することは難しいと思いますが、一般競争入札のうち、一定金額以上の案件については、企業の技術力や社会活動等を評価するため、施工実績、ボランティア活動実績、エコアクション21の取得などを社会的評価事項を評価項目とした総合評価方式により発注を行っており、今後もこれらを更に取り組んでいきたいと思ひます。	対応5(その他)
49	その他	近々の社会状況の変化に鑑み、その時々に対応した持続可能な物にしていただきたい。例えば今般では、人件費やその他資材等に高騰等による物価高にあわせた考えや入札の最低制限価格の見直し等柔軟な対応を考えていただきたい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 社会情勢等、その時々時代の要請を踏まえながら、人件費や資材等物価高騰への対応や最低制限価格の見直し等必要な対応を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 なお、発注に際しては、最新かつ実勢に応じた単価に基づく発注を行うとともに、人件費が大きい一部の業種については、ダンピング対策の必要性から、最低制限価格を設定し、発注しています。 また、工事及び建設コンサルタント業務に関しては、労務単価や建設資材等の高騰については、受発注者協議による公共工事設計労務単価等の特例措置の運用のほか、工事に関しては、賃金等の変動に対する工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)、同条第5項(単品スライド条項)について、国が定めるマニュアルと同内容のマニュアルを定め、運用するとともに、随意契約を除く全ての案件について、最新の基準に基づく最低制限価格、履行確実性評価価格及び低入札価格調査基準価格を導入し、ダンピング防止を図っています。 今後も適正な単価及びダンピング対策を講じて発注していききたいと思ひます。	対応5(その他)

(仮称) 熊本市公契約条例 (素案)

ご意見に基づき修正した箇所を次ページに掲載しています。

(仮称)熊本市公契約条例(素案) 新旧対照表

NO	修正前(旧)	修正後(新)
1	P4 条例素案 第9条	
	市長等は、予定価格等を算出するに当たっては、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図るため、合理的な積算を基礎とするものとする。	市長等は、 <u>公契約の適正な履行及び労働者の適正な賃金を確保するため、合理的な積算を基礎として、予定価格等を算出するものとする。</u>

(仮称) 熊本市公契約条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、公契約の基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、市民に提供されるサービスの質の向上、適正な労働環境の整備及び事業者等の社会的評価の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 下請負者等 次のいずれかに該当する者をいう。
ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を事業者又はアに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者
- (4) 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。
- (5) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、事業者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者をいう。

(基本理念)

第3条 公契約は、次に掲げる基本理念に基づき行われるものとする。

- (1) 公契約の適正な履行を確保すること。
- (2) 公契約の公正性、競争性及び透明性を確保すること。
- (3) 市内に本社又は本店を有する事業者等の振興に資すること。
- (4) 公契約を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進しなければならない。

2 市は、公契約に係る業務に携わる事業者等及び労働者に対し、この条例の目的及び基本理念を周知するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者としての社会的な責任を有していることを踏まえ、公契約について、法令を遵守するとともに、それを適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、基本理念にのっとり、当該事業者等が雇用し、又は派遣する労働者の適正な労働環境の整備に関する法令を遵守するとともに、当該労働環境の整備のために必要な取組を推進するよう努めなければならない。

（相互の協力等）

第6条 市及び事業者等は、この条例の目的を達成するため、相互に協力し、情報共有、意見交換その他の必要な取組を推進するよう努めるものとする。

（取組方針）

第7条 市は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するための取組方針を定めるものとする。

2 前項の取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組を総合的かつ効果的に推進するための必要な事項を定めるものとする。

（適正な労働環境の整備等に関する誓約等）

第8条 事業者は、別に定めるところにより、市長等（市長及び公営企業管理者をいう。次条において同じ。）に対し、当該事業者が雇用する労働者の適正な労働環境の整備及び下請負者等と締結する契約の適正化に関する事項について誓約するとともに、当該誓約の内容を当該労働者に通知しなければならない。

（適正な予定価格等の算出）

第9条 市長等は、公契約の適正な履行及び労働者の適正な賃金を確保するため、合理的な積算を基礎として、予定価格等を算出するものとする。

（指定管理者制度における取扱い）

第10条 市は、公の施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244

条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるときは、この条例の趣旨を踏まえ、
公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に
定める。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。